

苫小牧市公園危機管理マニュアル

平成 2 5 年 1 1 月

(都市建設部緑地公園課作成)

本危機管理マニュアルについては、組織機構等の改正等となった場合には、適時修正を加えて対応する。

目 次

第1編 緑地公園課用

第1章 総則

1節【目的・方針】	1
1 目的	
2 方針	
2節【対象危機】	1
3節【組織体制】	1～2
1 危機管理の関連部局と機関	
2 役割	

第2章 平常時の危機管理

1節【危機予防対策】	2
1 点検と予防保全	
2 研修と訓練	
2節【緊急対応の事前準備】	2
1 情報収集体制	
2 資機材の備え	

第3章 緊急時の対応

1節【出動体制】	3
2節【危機情報の収集と報告】	3
1 情報収集	
2 報告	
3節【応急対策の実施】	3

第4章 危機収束後の対応

【事後の対応】	3
---------	---

別紙1「緑地公園課緊急出動体制」	4
------------------	---

別紙2「緑地公園課災害時地区担当図」	5
--------------------	---

別紙3「資機材リスト」	6
-------------	---

別紙4「危機の措置対応」	7
--------------	---

別紙5「危機対応フローチャート」	8
------------------	---

第2編 指定管理者用

第1章 総則

1節【目的・方針】	9
1 目的	
2 方針	
2節【対象危機】	9
3節【組織体制】	9～10
1 危機管理の関連部局と機関	
2 役割	

第2章 平常時の危機管理

1節【危機予防対策】	10
1 巡回と点検	
2 研修と訓練	
2節【緊急対応の事前準備】	10
1 情報収集体制	
2 資機材の備え	

第3章 緊急時の対応

1節【出勤体制】	11
2節【危機情報の収集と報告】	11
1 情報収集	
2 報告	
3節【応急対策の実施】	11

第4章 危機収束後の対応

【事後の対応】	11
---------	----

別紙6「資機材基本リスト」	12
別紙7「危機の措置対応」	13
別紙8「危機対応フローチャート」	14
別紙9「事故・災害等報告書」	15

第1編

緑地公園課用

第1編 緑地公園課用

第1章 総則

1節【目的・方針】

1 目的

この危機管理マニュアルは、公園利用者（以下「利用者」という。）の危機を未然に防止するとともに、事故・災害等が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な事項を定め、もって利用者の生命、身体及び施設の安全の確保と被害を防止・軽減することを目的とする。

2 方針

- (1) この危機管理マニュアルは、日常における危機の予知・予防を行う「平常時の危機管理」と、事故または自然災害等の発生時における緊急対応を行う「緊急時の対応」と緊急対応後の事後対応を行う「危機収束後の対応」の3つを柱とする。
- (2) この危機管理マニュアルについては、必要に応じて見直しを行う。

2節【対象危機】

- (1) 施設における危機
- (2) 樹木、危険生物(ヒグマ、アライグマ、毒ヘビ、スズメバチ、ドクガほか)に起因する危機
- (3) 池、川、沼等における危機
- (4) 自然災害（強風・大雨・落雷・地震・津波・噴火・大雪ほか）による危機
- (5) 火災による危機
- (6) 不審者・不審物による危機
- (7) その他の原因による危機

3節【組織体制】

1 危機管理の関連部局と機関

主な関連部局	市民生活部、環境衛生部、総合政策部、上下水道部 消防本部
主な関連機関	苫小牧警察署、北海道、苫小牧保健所、北海道電力 NTT東日本、ガス関連会社

2 役割

緑地公園課は、所管する公園において危機が発生又は発生する恐れがある場合、危機に応じた対応を行うほか、危機の原因調査、再発防止対策に努めるものとする。指定管理者も、緑地公園課に準じて役割を担うものとする。

- (1) 緑地公園課長を危機管理責任者とし、連絡調整や情報集約と発信を行う。不在の場合、代表係である公園整備係長を代理とする。
- (2) 職員は、別紙1「緑地公園課緊急出動体制」及び別紙2「緑地公園課災害時地区担当図」に基づき、係長は危機管理責任者の補佐とし現場との連絡調整を、その他の職員は現場対応班とし情報収集と応急対応を行う。

ただし、苫小牧市地域防災計画の非常配備体制による危機が発生した場合、この限りではない。

第2章 平常時の危機管理

1節【危機予防対策】

1 点検と予防保全

緑地公園課は、点検業者が行う施設の定期点検のほか巡回等で、施設の状況危機につながる事象を早期に把握し、必要に応じて改修を行い予防保全に努める。

2 研修と訓練

危機管理責任者は、職員を対象に本マニュアル等を基に研修や訓練等を実施危機対応能力の向上に努める。

2節【緊急対応の事前準備】

1 情報収集体制

テレビ、ラジオ（防災ラジオを含む）、携帯電話等による気象警報などの災害情報や緊急地震速報を把握できるよう準備する。

2 資機材の備え

別紙3「資機材リスト」を基に、適切に保管するとともに、適宜それらの点検を行うものとする。

第3章 緊急時の対応

1節【出動体制】

危機管理責任者は、以下の危機が起こった場合、別紙1「緑地公園課緊急出動体制」を基に職員を招集し、2人以上で現場に出動させる。

- (1) 施設における危機
- (2) 樹木、危険生物に起因する危機
- (3) 池、川、沼等における危機
- (4) 自然災害（強風・大雨・落雷・地震・津波・噴火・大雪ほか）による危機
- (5) 火災による危機
- (6) 不審者・不審物による危機
- (7) その他、危機管理責任者が必要と判断したとき

ただし「苫小牧市職員災害時行動マニュアル」による場合、この限りではない。

2節【危機情報の収集と報告】

1 情報収集

職員は、現場に急行した後、迅速に危機の状況を確認し、写真等による情報の記録・収集に努める。

2 報告

- (1) 職員は、危機管理責任者に現着報告をした後、確認した状況を随時報告する。
- (2) 危機管理責任者は、危機の状況を、都市建設部長及び危機管理室に報告するとともに、必要に応じて関連部局及び指定管理者にも連絡する。
- (3) 危機管理責任者は、危機の発生状況や措置内容を時系列で記録・整理し、必要に応じ危機管理発生状況報告書を作成し、都市建設部長及び危機管理室に提出する。

3節【応急対策の実施】

職員は、それぞれの対象危機について、別紙4「危機の措置対応」及び別紙5「危機対応フローチャート」を基に対応する。

第4章 危機収束後の対応

【事後の対応】

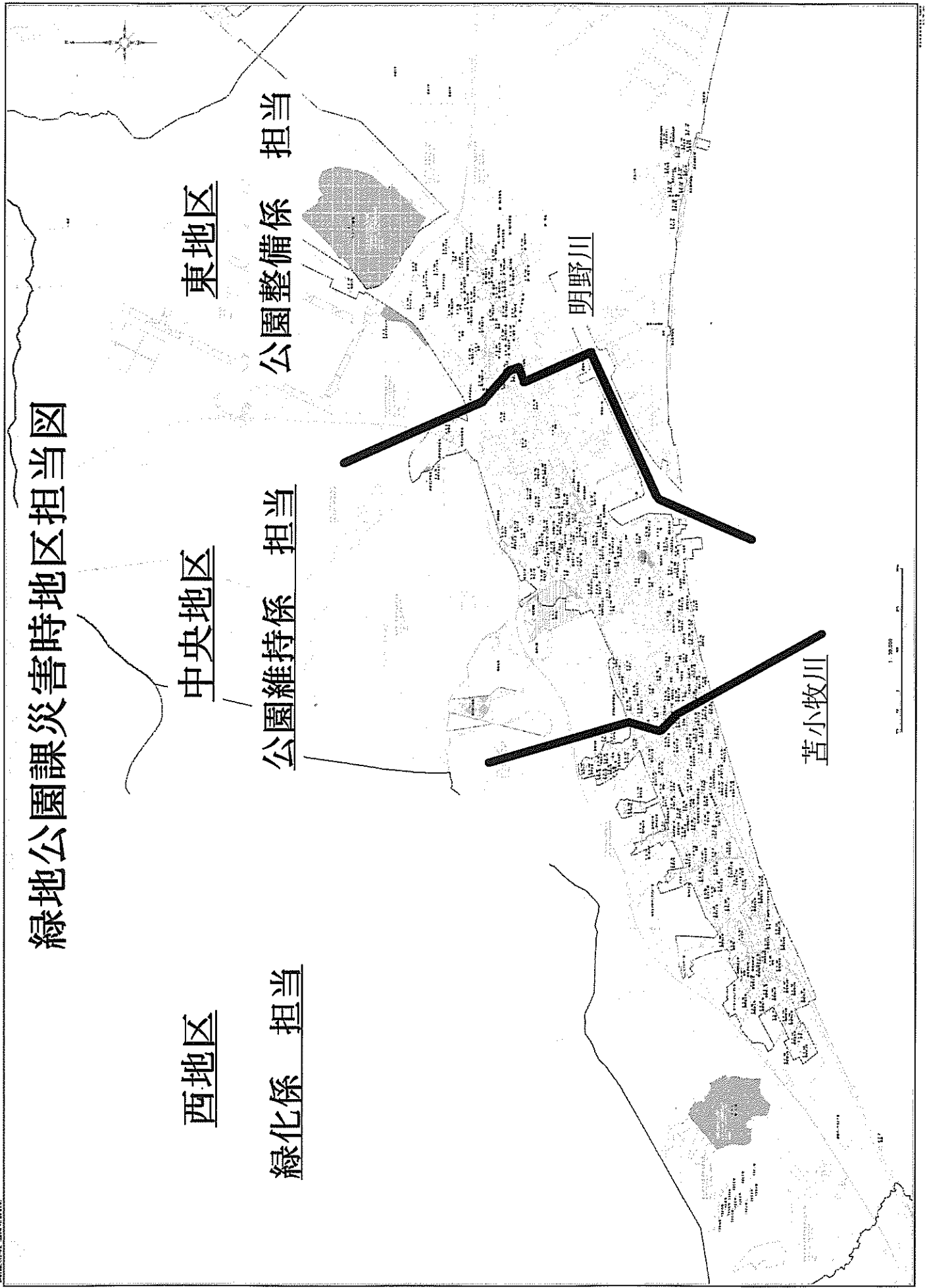
- (1) 施設に被害が生じた場合は、関係機関と連携し早期の原状復旧に努める。
- (2) 必要に応じて危機の事実関係、緊急対応内容や今後の復旧見通しについて広報、ホームページ等を活用し市民に周知する。
- (3) 被害が生じた原因を調査し、再発防止対策を検討し改善するよう努める。

緑地公園課緊急出動体制

危機管理責任者	危機管理責任者の補佐 及び連絡調整	現場対応班	
		第1次出動	第2次出動
課長	公園維持係長 公園整備係長 緑化係長	公園維持係員 職	公園整備係員 職 ・ 緑化係員 職

危機が市内の広範囲に及ぶ場合は、別紙2「緑地公園課災害時地区担当図」を基に配置する。

緑地公園課災害時地区担当図



資機材リスト

資機材は、緑地公園課公用車に常備、または糸井事務所に保管する。

資機材リスト		数量		資機材リスト	数量	
		車両	糸井		車両	糸井
携帯電話	公園維持係	4		カメラ	6	
	公園維持係			懐中電灯	6	
	緑化係			夜光チョッキ	12	
	緑化係			立入禁止テープ	6	
誘導棒		12		トラロープ	6	
土嚢袋			100	セーフティーコーン	6	6
スコップ		12	16	チェーンソー		3
つるはし		6		のこぎり	6	
住宅地図		6		救命胴衣	12	
笛		12		救急セット	6	
鈴		6		排水ポンプ		3
発電機			3	工具セット	6	

オイルフェンス・オイルマットは、都市建設部道路維持課から借用する。

緑地公園課 パトロール対応車両

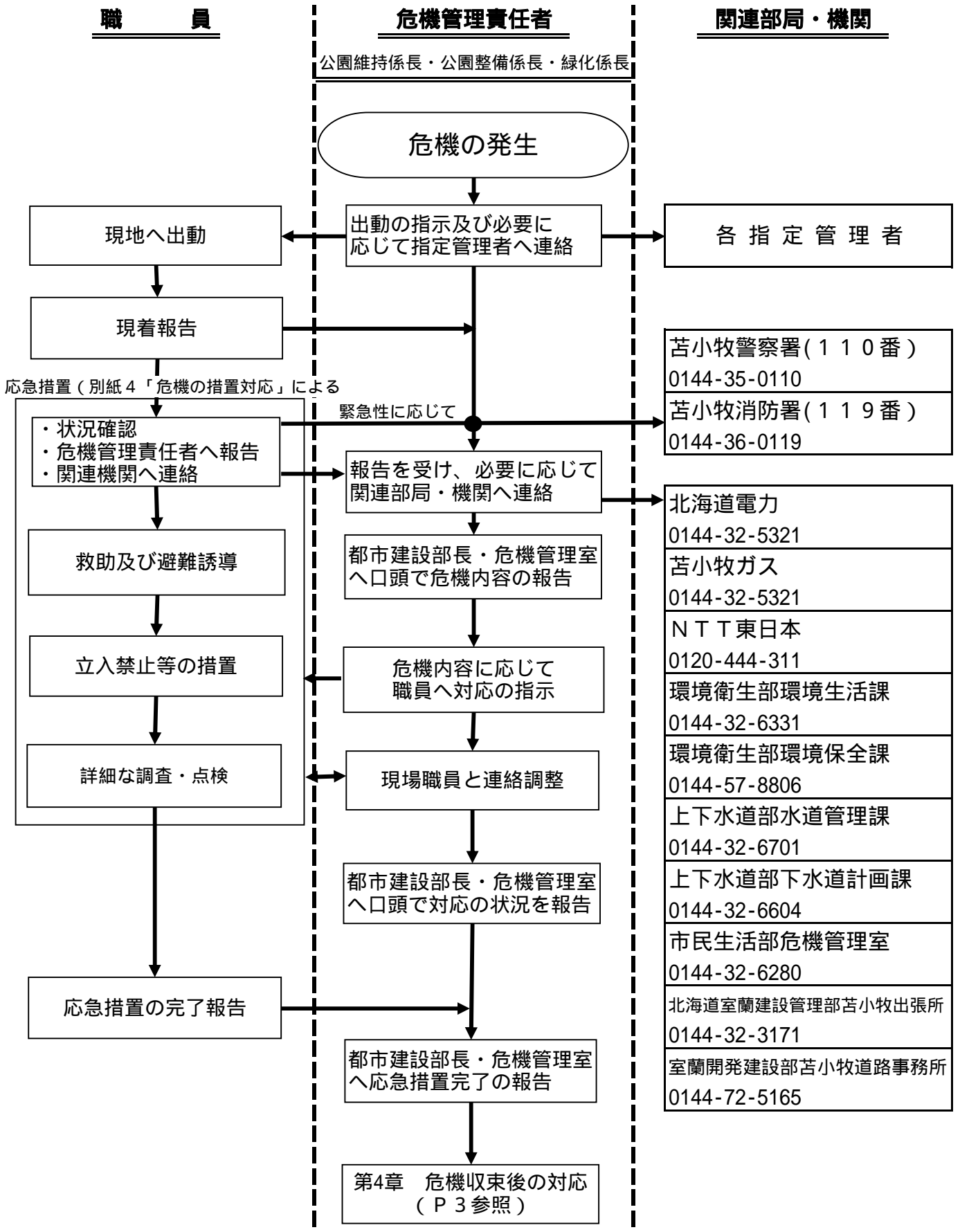
係名	無線番号	車種	備考
公園維持係	防災苦小牧 2 9	ワゴン	4W
	防災苦小牧 2 8	トラック	
	防災苦小牧 4 9	トラック	Wキャブ
緑化係	防災苦小牧 2	トラック	
公園整備係		ライトバン	FF
		ライトバン	FF

危機の措置対応

対象危機	想定危機事象	措置内容	関連部局・機関
(1) 施設における危機	人身事故（遊器具による事故を含む）が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・遊器具の使用禁止措置 	消防署 警察署
	構造物又は設備に重大な損傷・トラブルが発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物又は設備の使用禁止措置 <p>参考「エレベーター運行危機管理マニュアル」 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kikikanri/kobetu/kikikanrimanyuaru/erebe-ta-manyuaru.pdf</p>	水道管理課 北海道電力ガス関連会社 NTT東日本
(2) 起因する危機 樹木・危険生物に	倒木又は倒木の恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去又は立入禁止措置 	道路維持課 室建道路事務所 北海道電力 NTT東日本
	危険動物が公園内を徘徊又は痕跡を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・公園内の立入禁止措置 <p>参考「危険動物に関する個別危機管理マニュアル」 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kikikanri/kobetu/kikikanrimanyuaru/kikenndoubutu-manyuaru.pdf</p>	環境生活課 警察署
	害虫を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 	環境生活課
(3) おける危機 池・川・沼等に	水難事故が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用し、救命浮環等で救助 ・救助者は原則2人以上で対応 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 	消防署 警察署
	大雨により増水した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 	
	油臭・油膜が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染源及び汚染範囲の確認 <p>参考「環境汚染事故等に係る個別危機管理マニュアル」 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kikikanri/kobetu/kikikanrimanyuaru/kankyousenjiko.pdf</p>	環境保全課 下水道計画課 消防署 室蘭建設管理部 苫小牧出張所
(4) 自然災害による危機	災害対策本部が設置された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧地域防災計画（風水害・火山災害・震災対策編）に基づく 	
	強風により施設の破損を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・破損部位の回収及び固定 ・必要に応じ、立入禁止措置 	
	大雨により法面崩壊を発見又は恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 	
	地震（震度5強）が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れ収束後、利用者及び施設の安全確認 	
	落雷、津波、大雪、噴火が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 	
(5) 火災による危機	火災が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「火事だー！」の大声で利用者に周知 ・利用者の避難誘導 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・初期消火 	消防署
(6) 不審者・不審物による危機	不審者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 	警察署
	不審物を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・触れない、移動しない、衝撃を与えない 	警察署
(7) その他の危機	(1)から(6)以外の危機事象が発生又は発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象に応じて適切な措置 	消防署 警察署

上記危機の措置は、別紙5「危機対応フローチャート」により対応する。

危機対応フローチャート



第 2 編

指定管理者用

第2編 指定管理者用

第1章 総則

1節【目的・方針】

1 目的

この危機管理マニュアルは、公園利用者（以下「利用者」という。）の危機を未然に防止するとともに、事故・災害等が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な事項を定め、もって利用者の生命、身体及び施設の安全の確保と被害を防止・軽減することを目的とする。

2 方針

- (1) この危機管理マニュアルは、日常における危機の予知・予防を行う「平常時の危機管理」と、事故または自然災害等の発生時における緊急対応を行う「緊急時の対応」と緊急対応後の事後対応を行う「危機収束後の対応」の3つを柱とする。
- (2) この危機管理マニュアルについて、疑義が生じた場合、緑地公園課と協議する。

2節【対象危機】

- (1) 施設における危機
- (2) 樹木、危険生物(ヒグマ、アライグマ、毒ヘビ、スズメバチ、ドクガほか)に起因する危機
- (3) 池、川、沼等における危機
- (4) 自然災害(強風・大雨・落雷・地震・津波・噴火・大雪ほか)による危機
- (5) 火災による危機
- (6) 不審者・不審物による危機
- (7) その他の原因による危機

3節【組織体制】

1 危機管理の関連部局と機関

主な関連部局	都市建設部、市民生活部、環境衛生部、上下水道部、消防本部
主な関連機関	苫小牧警察署、北海道、苫小牧保健所、北海道電力 N T T東日本、ガス関連会社

2 役割

指定管理者は、管理する公園において危機が発生又は発生する恐れがある場合、危機に応じた対応を行うほか、危機の原因調査、再発防止対策に努めるものとする。緑地公園課に準じる役割を担うものとする。

- (1) 指定管理者の責任者（以下「責任者」という。）は、連絡調整や情報集約と発信を行う。また、責任者が不在の場合の代理人を配置する。
- (2) 指定管理者は、「緊急連絡網」、「緊急出動体制」を作成し、緑地公園課に提出し、それを基に情報収集及び初期対応等を行う。

第2章 平常時の危機管理

1節【危機予防対策】

1 巡回と点検

指定管理者は、日常の巡回、点検により施設の状況把握と危機につながる事象の早期発見に努める。

2 研修と訓練

責任者は、緑地公園課と連携し、職員を対象に本マニュアル等を基に研修や訓練等を実施し危機対応能力の向上に努める。

2節【緊急対応の事前準備】

1 情報収集体制

テレビ、ラジオ（防災ラジオを含む）、携帯電話等による気象警報などの災害情報や緊急地震速報を把握できるよう準備する。

2 資機材の備え

別紙6「資機材基本リスト」の他、必要に応じた資機材を保管するとともに、適宜それらの点検を行うものとする。

第3章 緊急時の対応

1節【出動体制】

指定管理者は、事故、火災等の非常事態が発生した時は、作成した「緊急連絡網」及び「緊急出動体制」に従って、初期対応等の処置を講じる。

2節【危機情報の収集と報告】

1 情報収集

指定管理者は、迅速に危機の状況を確認し、写真等による情報の記録・収集に努める。

2 報告

責任者は、危機の状況を速やかに緑地公園課に報告する。

3節【応急対策の実施】

指定管理者は、それぞれの対象危機について、別紙7「危機の措置対応」及び別紙8「危機対応フローチャート」を基に対応する。

第4章 危機収束後の対応

【事後の対応】

- (1) 責任者は、危機の発生状況や措置内容を時系列で記録・整理した別紙9「事故・災害等報告書」を作成し、緑地公園課へ提出する。
- (2) 施設に被害が生じた場合は、緑地公園課と関連機関と連携し早期の原状復旧に努める。
- (3) 指定管理者は、必要に応じて危機の事実関係、緊急対応内容や今後の復旧見通しについて緑地公園課と協議したうえで、ホームページ等を活用し市民周知する。
- (4) 指定管理者は、被害が生じた原因を調査し、緑地公園課とともに再発防止対策を検討し改善するよう努める。

資機材基本リスト

指定管理者が緊急対応の備えとして必要とする基本的な資機材について以下のとおりとする。また、これらの資機材については、メンテナンス、消耗品の補充、有効期限の確認等を実施し、緊急時に備え、適正に保管する。

資機材基本リスト	
携帯電話	救急セット
拡声器	懐中電灯
誘導棒	夜光チョッキ
スコップ	立入禁止テープ
カメラ	トラロープ
さすまた	蜂駆除スプレー
ヘルメット	工具セット
ラジオ(防災ラジオ)	熊避けスプレー(1)
バケツ・ホース	鈴(1)
のこぎり	笛(1)
担架	救命胴衣(2)
セーフティーコーン	救命浮環(2)

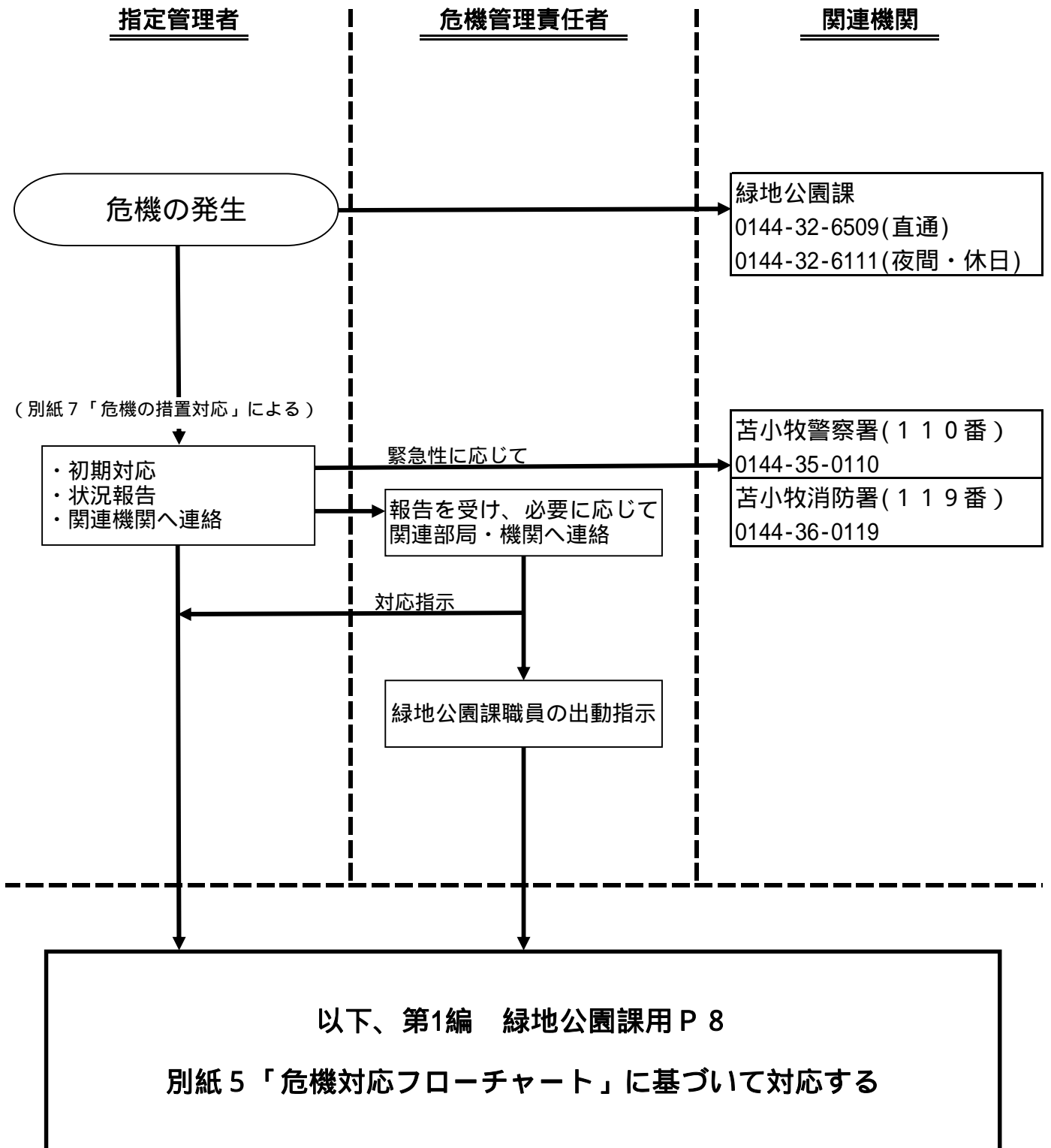
- 1 「錦大沼公園」「錦大沼公園オートリゾート苦小牧」「緑ヶ丘公園」は熊の出没が想定されるため常備。
- 2 「錦大沼公園」「錦大沼公園オートリゾート苦小牧」「緑ヶ丘公園」「川沿公園」は、水難事故の発生が想定されるため常備。

危機の措置対応

対象危機	想定危機事象	措置内容	関連機関
(1) 施設における危機	人身事故(遊器具による事故を含む)が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・遊器具の使用禁止措置 	消防署 警察署
	構造物又は設備に重大な損傷・トラブルが発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物又は設備の使用禁止措置 参考「エレベーター運行危機管理マニュアル」 http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kikikanri/kobetukikikanrimanyuaru/erebe-ta--manyuaru.pdf	
(2) 起因する危機	倒木又は倒木の恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去又は立入禁止措置 	
	樹木・危険生物に 危険動物が公園内を徘徊又は痕跡を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・公園内の立入禁止措置 	警察署
	害虫を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 	
(3) 池・川・沼等における危機	水難事故が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用し、救命浮環等で救助 ・救助者は原則2人以上で対応 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 	消防署 警察署
	大雨により増水した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 	
	油臭・油膜が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・污染源及び汚染範囲の確認 	
(4) 自然災害による危機	強風により施設の破損を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・破損部位の回収及び固定 ・必要に応じ、立入禁止措置 	
	大雨により法面崩壊を発見又は恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 	
	緊急地震速報を受信した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 	
	地震(震度5強)が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れ収束後、利用者及び施設の安全確認 	
	落雷、津波、大雪、噴火が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 	
(5) 火災	火災を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「火事だー！」の大声で利用者に周知 ・利用者の避難誘導 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・初期消火 	消防署
(6) 不審者・不審物による危機	不審者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難誘導 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 	警察署
	不審物を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止措置 ・必要に応じ、関連機関へ連絡 ・触れない、移動しない、衝撃を与えない 	警察署
(7) その他	(1)から(6)以外の危機事象が発生又は発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象に応じて適切な措置 	消防署 警察署

上記危機の措置は、別紙8「危機対応フローチャート」により対応する。

危機対応フローチャート



事 故 ・ 災 害 等 報 告 書

(指定管理者情報)

公 園 名		記 録 者	
-------	--	-------	--

事 故 ・ 災 害 概 要	
いつ	平成 年 月 日 () 時 分頃、天候
どこで	_____
誰が	_____ (才) (男・女)
同行者	_____
住所	_____
電話番号	_____
どのような	_____
	(破損、樹木、生物、水難、遊具、交通事故、犯罪、不審者、不審物)
	(強風、大雨、落雷、地震、津波、噴火、大雪、火災、その他)
どのようにして	_____
	(歩行中、休憩中、遊戯中、) に
	(突然、急に、ふらついた、)
どうなった	_____
	(転倒した、衝突した、切った)
	(救急車、消防、警察、) の出動
	要請者 (管理者、本人、同行者) 意識は (有・無) 歩行は (可能・不可能)
現場対応者	_____
	警察による現場検証 (有・無) マスコミの取材を受けた (有・無)
	職員が救急車に同乗 (有・無) () 病院での立会い (有・無)
	緊急対応事項 (立入禁止、 () を使用中止、)
	処置 (針縫合、 () を骨折、点滴を実施、)
	(被害者、同行者) が (恐縮、満足、立腹、) している
災害対応	
被害状況	
家族への連絡等	

(注) 緊急の場合は、まずは電話連絡ください。